

# 道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律等の一部を改正する法律について

国土交通省道路局路政課

## 1 はじめに

平成 21 年 4 月 22 日、第 171 回通常国会において、道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律等の一部を改正する法律が可決・成立し、4 月 30 日に公布・施行された。

同法は、道路特定財源制度の廃止を主な内容とするものであり、平成 20 年 5 月 13 日に閣議決定された「道路特定財源等に関する基本方針」等を具体化したものとなっている。

## 2 本法律案提出の背景・経緯

道路特定財源制度の見直しについては、平成 20 年 5 月 13 日に閣議決定された「道路特定財源等に関する基本方針」に沿って検討が進められ、同年 12 月 8 日に「道路特定財源の一般財源化について」（政府・与党）が取りまとめられた。

具体的には、

- ① 平成 21 年度予算において道路特定財源制度を廃止することとし、道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和 33 年法律第 34 号。以下「道路財特法」という。）第 3 条の規定を削除すること
- ② 道路特定財源制度を前提とし、社会資本整備事業特別会計に直入されている地方道路整備臨時交付金を廃止すること

等が定められた。

これを受け、平成 21 年 1 月 23 日、道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律等の一部を改正する法律案が国会に提出された。

### 道路特定財源等に関する基本方針

平成 20 年 5 月 13 日  
閣 議 決 定

2. 道路特定財源制度は今年の税制抜本改革時に廃止し 21 年度から一般財源化する。

その際、地方財政に影響を及ぼさないように措置する。また、必要と判断される道路は着実に整備する。

一般財源化の法改正により、道路整備費の財源等の特例に関する法律案における道路特定財源制度の規定は 21 年度から適用されないこととなる。

## 道路特定財源の一般財源化等について

平成 20 年 12 月 8 日  
政 府・与 党

本年 5 月の閣議決定「道路特定財源等に関する基本方針」等に基づき、以下の措置を講ずることとし、関連法案を次期通常国会に提出する。

### 2. 道路特定財源制度の廃止

平成 21 年度予算において道路特定財源制度を廃止することとし、道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律第 3 条の規定を削除するとともに、地方税法などの所要の改正を行う。

また、特定財源制度を前提とし、社会资本整備事業特別会計に直入されている地方道路整備臨時交付金を廃止する。

## 3 本法律の概要

### (1) 道路特定財源制度の廃止（道路財特法第 3 条関係）

道路財特法第 3 条においては、平成 20 年度以降 10 箇年間について、毎年度、揮発油税等の収入額の予算額等に相当する金額について、原則として道路整備費の財源に充てなければならないこととされていた。

同条は、いわゆる道路特定財源制度の根拠となる規定であり、道路特定財源の一般財源化のため、同条を削除することとした。

### (2) 地方道路整備臨時交付金制度の廃止（道路財特法第 5 条関係）

遅れがちな地方の生活道路の整備を促進するため、道路財特法第 5 条においては、一定の地方道の改築又は修繕に要する費用について国が地方公共団体に対し交付金を交付する地方道路整備臨時交付金制度が設けられていた。

本交付金は、当該年度の揮発油税の収入額の予算額の 4 分の 1 に相当する額を交付総額の限度とすることとされ、道路特定財源制度を前提としていたことから、道路特定財源の一般財源化に伴い廃止することとし、同条を削除することとした。

### (3) 社会資本整備特別会計道路整備勘定における揮発油税の収入の帰属に関する措置の廃止（特別会計に関する法律第 202 条の 2 関係）

特別会計に関する法律（平成 19 年法律第 23 号）第 202 条の 2 においては、揮発油税の収入のうち、当該年度の揮発油税の収入額の予算額の 4 分の 1 に相当する額を限度として、地方道路整備臨時交付金の交付に要する費用の財源に充てるため、毎会計年度、社会资本整備事業特別会計道路整備勘定の歳入に組み入れられるものとされていた。

道路特定財源の一般財源化に伴い、道路特定財源制度を前提としている地方道路整備臨時交付金制度についても廃止することとしたことから、地方道路整備臨時交付金の財源に充てるための揮発油税の帰属について定めた本規定についても削除することとした。

### (4) その他所要の規定について整備することとした。

## 4 成立までの経過及び公布・施行

道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律等の一部を改正する法律案は平成 21 年 1 月 23 日に閣議において決定され、同日、国会に提出された。

衆議院では、3 月 13 日に本会議において趣旨説明質疑が行われた後、国土交通委員会に付託され、その後、同委員会において 5 日間にわたる質疑が行われた。その結果、

- ① 施行期日について、公布の日から施行し、平成 21 年 4 月 1 日から適用することと改めること
- ② 政府は、真に必要な道路の整備の推進を図る観点から、費用効果分析の結果の適切な活用等により、地域の実情をより反映した効率的かつ効果的で透明性が確保された道路整備事業の実施の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする規定を追加すること

を内容とする修正案が自由民主党、民主党・無所属クラブ及び公明党の三会派共同提案により提出された。本修正案及び修正案を除く原案について、4 月 3 日、同委員会において可決、同日、本会議において可決された。

参議院では、4 月 8 日に本会議において趣旨説明質疑が行われた後、国土交通委員会へ付託され、同委員会において 4 日間にわたる質疑が行われた。その結果、4 月 21 日に同委員会において可決、4 月 22 日には本会議において可決され、成立する運びとなった。

本法律は、平成 21 年法律第 29 号として、平成 21 年 4 月 30 日に公布され、同日施行された。